

審議内容振り返り及び中間まとめ構成案について

(1) 審議内容振り返り（諮問項目別）

	議論の視点	審議状況									
1	適正規模	<p>① 学校では児童・生徒の能力を伸ばしつつ、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて社会性や規範意識を身につけさせることが重要である。</p> <p>② 集団規模が過大となった場合、児童・生徒一人ひとりの把握やきめ細かな指導、学校行事で活躍できる場を提供することが難しくなることや、学校運営全般にわたり支障が生じる可能性が懸念される。</p> <p>③ 集団規模が過少となった場合、クラス替えが困難なことなどによる人間関係の固定化や教員数が少ないことによる教員の負担増により、学校教育としての役割を十分に果たすことが難しくなることが懸念される。</p> <p>④ 一定の集団規模である学校においては、子どもたちが多様な人間関係の中で社会性や個性を伸ばし豊かな人間性の基礎を培い、学力や体力を一層向上させることや学校運営、教員の資質向上等の面でも様々な良さが発揮される。</p> <p>⑤ 小学校では35人学級編制により、前回答申に記載された教育上望ましい規模（1学級あたりの人数）が概ね実現されている。また、経費や人材確保など実現可能性を考慮すると、区独自基準による学級編制は困難である。</p> <p>⑥ 中学校では1学級40人となる可能性があるが、一部教科における習熟度別少人数授業の実施や都の基準による教職員に加え、会計年度任用職員の配置など円滑な学校運営やきめ細かな指導に取り組まれている。</p> <p>⑦ 東京都の教職員定数配当基準では、中学校15学級と18学級を比較した場合には教員定数が5人引き上がり、学校運営上のメリットと考えられることや国の学級規模の考え方を踏まえて、教育上望ましい規模を以下のとおり整理する。</p> <table border="1" data-bbox="448 1317 1398 1518"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年答申</th> <th>審議会の検討状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校規模</td> <td>小学校：12～18学級 中学校：12～15学級</td> <td>小学校：12～18学級 中学校：12～18学級</td> </tr> <tr> <td>1学級あたりの人数</td> <td>小学校：20人から30人 中学校：30人から35人</td> <td>明記しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法令上、学校規模の標準は小・中学校ともに12～18学級とされている</p> <p>⑧ 教職員配置の充実や学級編制基準の見直しについて、今後も区から国・東京都へ要望することが求められる。</p>		平成24年答申	審議会の検討状況	学校規模	小学校：12～18学級 中学校：12～15学級	小学校：12～18学級 中学校：12～ 18学級	1学級あたりの人数	小学校：20人から30人 中学校：30人から35人	明記しない
	平成24年答申	審議会の検討状況									
学校規模	小学校：12～18学級 中学校：12～15学級	小学校：12～18学級 中学校：12～ 18学級									
1学級あたりの人数	小学校：20人から30人 中学校：30人から35人	明記しない									
2	適正配置	<p>① よりよい教育環境の整備と教育の質の充実を図るため、適正規模化に向けた学校配置に取り組むべきである。</p> <p>② 適正規模化による教育環境の整備に加えて、将来的に児童・生徒数が減っていく可能性や学校施設に求められる役割を考慮しつつ、ふさわしい位置に配置する。</p> <p>③ 学び舎としての本来機能に加えて、学校施設に求められる役割を以下のとおり整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い地域づくり（避難所などの防災活動拠点） ・地域の活性化（地域開放などの地域活動拠点） 									

議論の視点	審議状況						
3 適正規模化の方法	<p>【小規模化対応】</p> <p>① 基本方針等※に沿って「課題共有」と「地域を含めた協議会での計画策定」を基本として引き続き取り組むべきである。 ※板橋区立小・中学校の適正配置に関する基本方針（平成24年5月）</p> <p>② 通学区域変更など児童・生徒数の増加につながる取組を検討するべきであるが、将来推計を踏まえて統廃合を含めた検討が必要である。</p> <p>【大規模化対応】</p> <p>① 適正規模化の実現には、通学区域変更や新校設置が対応手法として挙げられる。</p> <p>② 新校設置は用地確保の困難さや区の財政状況等の事情を考えると現実的ではなく、頻繁な通学区域変更は地域の混乱に繋がるため避けるべきである。</p> <p>③ 大規模集合住宅の建設による児童・生徒数の増加は急激かつ一時的なことが多く、将来推計を踏まえて慎重に検討すべきである。</p> <p>④ 過度に大規模化が進んでいる学校に対しては、教育に影響が出ないように、学校隣接用地の確保に努めつつ、学校施設の拡充や必要な人員確保など運営上の配慮を検討する必要がある。</p> <p>⑤ 大規模校に対する運営上の配慮については、ソフト面では副校長や養護教諭などの特定の職に過度な負担が生じない柔軟な人員配置を検討する必要があるほか、ハード面では増築や改修に限らず既存の施設を活用できるよう設備や機材の拡充を検討する必要がある。</p>						
4 通学区域	<p>① 通学区域の検討に際しては、子どもの教育環境の維持・向上に係る「学校規模」、「通学の安全確保」及び「小学校と中学校の通学区域の整合性」を基本事項とする必要がある。</p> <p>② 円滑な学校運営の観点から町会・自治会区域及びPTAや青少年委員の地区分けなど様々な視点に配慮して検討するべきである。</p> <p>③ 通学距離に関しては、通学距離や道路状況等を総合的に考えて弾力的に考える必要があり、特に中学校においては小学校の通学区域と整合性を図ることをめざして、より柔軟に検討することが求められる。</p> <table border="1" data-bbox="367 1429 1417 1603"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="367 1429 1417 1473">考慮すべき視点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="367 1473 523 1518">基本事項</td> <td data-bbox="523 1473 1417 1518">適正規模の実現 / 安全性・通学距離 / 小・中学校の通学区域の整合性</td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 1518 523 1603">配慮事項</td> <td data-bbox="523 1518 1417 1603">町会・自治会/支部区域との整合性 / その他事項（PTAや青少年委員の地区分けなど）</td> </tr> </tbody> </table>	考慮すべき視点		基本事項	適正規模の実現 / 安全性・通学距離 / 小・中学校の通学区域の整合性	配慮事項	町会・自治会/支部区域との整合性 / その他事項（PTAや青少年委員の地区分けなど）
考慮すべき視点							
基本事項	適正規模の実現 / 安全性・通学距離 / 小・中学校の通学区域の整合性						
配慮事項	町会・自治会/支部区域との整合性 / その他事項（PTAや青少年委員の地区分けなど）						
5 地域協議	<p>① 教育委員会ではこれまで適正規模化、適正配置の協議に際して「協議会」を設置し、学校関係者及び保護者や町会・自治会等の地域との間で意見集約と合意形成を図ってきており、引き続き保護者や地域での検討を重視すべきである。</p> <p>② 適正規模化、適正配置が学校運営に与える影響は大きく、学校運営を共に担うコミュニティ・スクール委員会が果たす役割は大きい。</p> <p>③ 今後は、コミュニティ・スクール委員会を活用するとともに、学校や地域の実状を勘案したうえで学校に関わる様々な立場の方からの意見を集めながら協議を進めることが求められる。</p> <p>④ 協議の過程において、必要に応じて教育委員会より対応可能な具体的方策を示すなど、協議に係る負担軽減を図ることが望ましい。</p>						

	議論の視点	審議状況
6	小中一貫型学校	<p>① 小中一貫型学校の設置は、小中一貫教育を推進し、ひいては子どもたちのよりよい成長のための1つの手段である。</p> <p>② 交流授業等による異学年間の交流により、子どもたちの学習意欲の向上に繋がるほか、下級生に対する優しさや上級生への憧れといった学習面だけに留まらない多くの教育効果が期待できる。</p> <p>③ 区では学びのエリアを核とした小中一貫教育を行っており、小中一貫型学校において、学校や地域の事情を踏まえた特色ある学校づくりや先駆的な研究を進め、その取組や効果を学びのエリア内や全区的に波及させることにより教育の質を高めることができるため、効果的な配置や活用の検討が求められる。</p> <p>④ 新たな選択肢である小中一貫型学校では、既存の課題解消のためだけではなく、義務教育9年間を通してめざす子ども像を示し、特徴的な取組を検討・推進することが重要な役割である。また、周辺小学校からの進学者と内部進学者との間で人間関係の構築に差が出ないように配慮する必要性を踏まえたうえで、設置を検討する必要がある。</p> <p>⑤ 設置の検討にあたっては、学級数や通学区域が様々であることから、一概に整備条件を掲げることは難しいが、以下の点に考慮し検討することが望ましい。</p>
設置にあたって考慮すべき点		
①小学校と中学校の通学区域の整合性や就学傾向 / ②通学距離や通学にかかる安全性		

(2) 中間まとめ構成案

1. 審議会の基本的な考え方

- 学校の教育環境は様々な条件により総合的に整えられるものであり、学校の規模及び配置の適正化を図ることは、子どもの成長にとって望ましい教育環境を構成する大事な要件である。
- 各学校は規模に応じた教育の充実に取り組んでおり、審議会の導き出した望ましい規模を下回ること、あるいは上回ることが直ちに望ましくない教育環境にあるとは断定できない。
- 適正化にあたっては学校、保護者、地域関係者による協議体において十分な合意形成を図るとともに教育委員会による適切な情報提供や広報活動等が必要である。
- 学校では児童・生徒の能力を伸ばしつつ、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて社会性や規範意識を身につけさせることが重要である。

2. 板橋区立学校の現状

- 人口、児童・生徒数、学級数、学校規模の推移やこれまでの適正規模化への取組を記載

3. 学校規模による教育上の特性等

- 一定の集団規模である学校においては、子どもたちが多様な人間関係の中で社会性や個性を伸ばし豊かな人間性の基礎を培い、学力や体力を一層向上させることや学校運営、教員の資質向上等の面でも様々な良さが発揮される。
- 集団規模が過大となった場合、児童・生徒一人ひとりの把握やきめ細かな指導、学校行事で活躍できる場の提供が困難であることにより、学校運営に支障が生じる可能性が懸念される。
- 一方で、集団規模が過少となった場合、クラス替えが困難なことなどによる人間関係の固定化や教員数が少ないことによる教員の負担増により、学校教育としての役割を十分に果たすことが難しくなることが懸念される。

4. 板橋区立学校における教育上望ましい学校規模

- 小学校では35人学級編制により、前回答申に記載された教育上望ましい規模（1学級あたりの人数）が概ね実現されている。また、経費や人材確保など実現可能性を考慮すると、区独自基準による学級編制は困難である。
- 中学校では1学級40人となる可能性があるが、一部教科における習熟度別少人数授業の実施や都の基準による教職員に加え、会計年度任用職員の配置など円滑な学校運営やきめ細かな指導に取り組まれている。
- 教職員配置の充実や学級編制基準の見直しについて、今後も区から国・東京都へ要望することが求められる。
- 東京都の教職員定数配当基準では、中学校15学級と18学級を比較した場合には教員定数が5人引き上がり、学校運営上のメリットと考えられることや国の学級規模の考え方を踏まえて、教育上望ましい規模を以下のとおり整理する。

	平成24年答申	審議会の検討状況
学校規模	小学校：12～18学級 中学校：12～15学級	小学校：12～18学級 中学校：12～ 18学級
1学級あたりの人数	小学校：20人から30人 中学校：30人から35人	明記しない

5. 学校の適正配置の基本的な考え方

- よりよい教育環境の整備と教育の質の充実を図るため、適正規模化に向けた学校配置に取り組むべきである。
- 適正規模化による教育環境の整備に加えて、将来的に児童・生徒数が減っていく可能性や学校施設に求められる役割を考慮しつつ、ふさわしい位置に配置する。
- 学び舎としての本来機能に加えて、学校施設に求められる他の役割を以下のとおり整理する。
 - ・ 災害に強い地域づくり（避難所などの防災活動拠点）
 - ・ 地域の活性化（地域開放などの地域活動拠点）

6. 適正規模化・適正配置を検討するうえで考慮すべき事項

(1) 通学区域

- 通学区域の検討に際しては、子どもの教育環境の維持・向上に係る「学校規模」、「通学の安全確保」及び「小学校と中学校の通学区域の整合性」を基本事項とする必要がある。
- 円滑な学校運営の観点から町会・自治会区域及びPTAや青少年委員の地区分けなど様々な視点に配慮して検討すべきである。
- 通学距離に関しては、通学距離や道路状況等を総合的に考えて弾力的に考える必要があり、特に中学校においては小学校の通学区域と整合性を図ることをめざして、より柔軟に検討することが求められる。

	考慮すべき視点
基本事項	適正規模の実現 / 安全性・通学距離 / 小・中学校の通学区域の整合性
配慮事項	町会・自治会/支部区域との整合性 / その他事項（PTAや青少年委員の地区分けなど）

(2) 地域協議

- 教育委員会ではこれまで適正規模化、適正配置の協議に際して「協議会」を設置し、学校関係者及び保護者や町会・自治会等の地域との間で意見集約と合意形成を図ってきており、引き続き保護者や地域での検討を重視すべきである。
- 適正規模化、適正配置が学校運営に与える影響は大きく、学校運営を共に担うコミュニティ・スクール委員会が果たす役割は大きい。
- 今後は、コミュニティ・スクール委員会を活用するとともに、学校や地域の実状を勘案したうえで学校に関わる様々な立場の方からの意見を集めながら協議を進めることが求められる。
- 協議の過程において、必要に応じて教育委員会より対応可能な具体的方策を示すなど、協議に係る負担軽減を図ることが望ましい。

(3) 小中一貫型学校

- 小中一貫型学校の設置は、小中一貫教育を推進し、ひいては子どもたちのよりよい成長のための1つの手段である。
- 交流授業等による異学年間の交流により、子どもたちの学習意欲の向上に繋がるほか、下級生に対する優しさや上級生への憧れといった学習面だけに留まらない多くの教育効果が期待できる。
- 区では学びのエリアを核とした小中一貫教育を行っており、小中一貫型学校において、学校や地域の事情を踏まえた特色ある学校づくりや先駆的な研究を進め、その取組や効果を学びのエリア内や全区的に波及させることにより教育の質を高めることができるため、効果的な活用や配置を検討することが求められる。
- 新たな選択肢である小中一貫型学校では、既存の課題解消のためだけでなく、義務教育9年間を通してめざす子ども像を示し、特徴的な取組を検討・推進することが重要な役割である。また、周辺小学校からの進学者と内部進学者との間で人間関係の構築に差が出ないように配慮する必要性を踏まえたうえで、設置を検討する必要がある。
- 設置の検討にあたっては、学級数や通学区域が様々であることから、一概に整備

条件を掲げることは難しいが、以下の点に考慮し検討することが望ましい。

設置にあたって考慮すべき点
①小学校と中学校の通学区域の整合性や就学傾向 / ②通学距離や通学にかかる安全性

- (4) 施設内容
- (5) 施設更新
- (6) 新たな教育環境への対応
- (7) 特別支援教育

7. 適正化に向けた進め方

- (1) 小規模化対応
 - 基本方針等※に沿って「課題共有」と「地域を含めた協議会での計画策定」を基本として引き続き取り組むべきである。
 - ※板橋区立小・中学校の適正配置に関する基本方針（平成 24 年 5 月）
 - 通学区域変更など児童・生徒数の増加につながる取組を検討するべきであるが、将来推計を踏まえて統廃合を含めた検討が必要である。
- (2) 大規模化対応
 - 適正規模化の実現には、通学区域変更や新校設置が対応手法として挙げられる
 - 新校設置は、用地確保の困難さや区の財政状況等の事情を考えると現実的ではなく、頻繁な通学区域変更は地域の混乱に繋がるため避けるべきである。
 - 大規模集合住宅の建設による児童・生徒数の増加は急激かつ一時的なことが多く、将来推計を踏まえて慎重に検討すべきである。
 - 過度に大規模化が進んでいる学校に対しては、教育に影響が出ないよう、学校隣接用地の確保に努めつつ、学校施設の拡充や必要な人員確保など運営上の配慮を検討する必要がある。
 - 大規模校に対する運営上の配慮については、ソフト面では副校長や養護教諭などの特定の職に過度な負担が生じない柔軟な人員配置を検討する必要があるほか、ハード面では増築や改修に限らず既存の施設を活用できるよう設備や機材の拡充を検討する必要がある。